

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第3項の規定により公表します。

令和3年7月30日

旭川市長 西川 将人

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 児童遊園等維持管理業務委託

(2) 契約の概要

ア 業務内容

市内児童遊園285か所の施設及び遊具の維持管理

イ 履行期間

令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

ウ 発注部局及び問い合わせ先

旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎2階

旭川市土木部公園みどり課

電話 0166-25-9705

2 契約を締結した年月日

令和3年4月1日

3 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

旭川市春光町3639番4

公益社団法人旭川市シルバー人材センター 理事長 中島 哲夫

4 契約金額

22,990,000円（うち消費税及び地方消費税相当額2,090,000円）

5 契約の相手方とした理由

高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター又はこれらに準ずるものとして市長の認定を受けた者のうち地域区分が51市内に該当する者2者から見積合わせを実施した結果、上記団体が予定価格の範囲内の見積額を提示したため。

6 その他

見積書徴収選定者2者のうち、1者（旭川市中高齢者福祉事業団）は辞退。